

財務省告示第二百七十号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第五十条第十項の規定に基づき、平
 成十六年五月二十五日に発行した利付国債の発行
 条件等を次のとおり告示する。
 平成十六年六月九日

財務大臣 谷垣 禎一

一	二	三	四	五	六
名称及び記号	発行の根拠の法律及びその条項	振替法の適用等	発行方法	募入決定の方法	発行額
利付国庫債券（変動・十五年） （第二十八回）	平成十五年度における公債の発行の特例に関する法律（平成十五年法律第十八号）第二条第一項及び国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五十一条	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。この規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	基準金利との利回り格差を競争に付して行われる入札発行	各申込みのうち利回りの格差の数が値が小さいものからその応募額を順次割り当ててからその応募額を順次割り当ててからその応募額のうち平成十五年度における公債の発行の特例に関する法律第二条第一項の規定に基づき発行した利付国債につき、国債整理基金特別会計法第五条第一項の規定に基づき発行した利付国債の額	十億円

七 払込金額

一兆九百九十億円

八 最低額面金額

振替法の規定による振替口座簿

九 振替単位

の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものと

十 発行日

平成十六年五月二十五日

十一 発行価格

額面金額百円につき百円

十二 発行利率

年当たり、各利払期における利

十三 経過利率

子計算期間開始日前行われ

た、発行から償還までの期間が
九年五か月超の十年利付国債の
直近における割当額入札の結果
に基づき算出された複利回り
へ以下「基準金利」という。か
ら、〇・九五パーセントを控除
した率。ただし、控除した率が
〇パーセントを下回るときは、
その率は〇パーセントとする。
（一）募入決定の通知を受けた者
は、払込金額に加えて、次の算
式により算出した金額を第二
十号に規定する期日に払い込
むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.58}{100} \times \frac{5}{365}$$

（二）発行時において、その利子に
係る所得税が源泉徴収されるに
もとのとして振替口座簿中の口
座に記載又は記録されるもの
について、前記（一）の算式よ
り算出した金額から当該金額
に百分の二十を乗じた金額
へただし、当該国債を発行時

十四 初期利子

に
お
い
て
取
得
す
る
者
が
非
居
住
者
又
は
外
国
法
人
で
あ
る
場
合
に
は、前記^(一)の算式により算出し
た金額に当該非居住者又は外
国法人が適用を受ける所得税
の税率を乗じた金額を控除
することができる。
平成十六年十一月二十日を
期とし、次の算式により算出
た金額を支払う。ただし、支
期が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払う（以
下、次号及び第十六号において
規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.58 \times 1}{100 \times 2}$$

十五 第二期利子以後

毎
年
五
月
二
十
日
及
び
十
一
月
二
十
日
を
支
払
期
とし、
各
支
払
期
に
お
い
て、
そ
の
日
以
前
六
月
間
に
属
す
る
利
子
と
し
て、
次
の
算
式
に
よ
り
算
出
し
た
金
額
を
支
払
う。

$$\frac{\text{額面金額} \times \text{基準金利} - 0.95 \times 1}{100 \times 2}$$

十六 償還金額
十七 償還金額
十八 元利支
十九 入札参加者
二十 払込期日

平
成
十
六
年
五
月
二
十
五
日
財
務
大
臣
か
ら
通
知
を
受
け
た
者
日
本
銀
行
額
面
金
額
百
円
に
つ
き
百
円
平
成
三
十
一
年
五
月
二
十
日